

# Weekly Report

第511日号  
令和元年7月1日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 令和元年分路線価が本日公表

国税庁は本日、令和元年分の路線価を公表しました。全国の標準宅地（約32万地点）における評価基準額は全国平均で前年比1.3%のプラスとなり、4年連続で上昇しています。

### ◆相続等での土地評価額の基準となる路線価

路線価は相続税や贈与税において土地等の評価額を算定する際の基準となるもので、道路に面する標準的な宅地の1㎡当たりの価額です。

相続等で取得した土地の評価方法には、路線価方式と倍率方式があり、路線価方式は土地の形状等に応じて補正した路線価を面積に乗じて算出します。一方、倍率方式は路線価が定められていない土地の評価方法となり、固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて計算します。

平成27年以降、相続税の基礎控除額は「3千万円+600万円×法廷相続人数」に引下げられていることから、相続財産で大きな割合を占める土地の評価額を把握しておくことが重要です。

### ◆「小規模宅地等の特例」の適用で評価減

また、被相続人の居住または事業用に使われ

ていた宅地等を相続により取得した場合は、一定要件を満たすことで評価額を大幅に減額できる「小規模宅地等の特例」の適用がポイントになります。

居住用宅地等については、同特例により330㎡まで評価額を80%減額できますが、適用できるのは原則、配偶者や被相続人と同居していた親族が取得した場合です。ただし、配偶者や同居親族がいない場合に限り、相続開始前3年以内に持ち家に居住したことがないなどの一定要件を満たす別居親族（いわゆる「家なき子」）であれば適用できます。

## 民法（相続法）改正の適用にかする例外

相続法を大幅に見直した民法等の改正が一部を除き（配偶者居住権の創設等）、本日から施行となります。

改正法は原則として施行日後に開始した相続について適用されますが、一部は原則と異なります。

例えば、婚姻期間20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等は遺産の先渡し（特別受益）として取り扱わないとする措置は、施行日後に行われた贈与等に適用されるため、相続開始が施行日以後でも施行日前の贈与等には適用されません。

また、遺産分割前でも預貯金の払戻しが可能となる制度については、相続開始が施行日前であっても適用されます。

## ★★★7月のチェックポイント★★★

※納期の特例の承認を受けている企業（従業員数が常時10人未満）の源泉所得税（1月～6月分）の申告・納付期限は7月10日（水）です。

※健保・厚年の「被保険者報酬月額算定基礎届」の提出は7月10日です（来所日指定等を除く）。

※「労働保険の年度更新」の申告および保険料納付等の手続きは7月10日が期限です。

※湿度の高い暑中の健康管理に気を付けます。体調を崩さぬよう手洗いやうがいの励行、屋外作業や外回りの社員の熱中症予防の取り組みを。